

第76回全国お茶まつり京都大会消費拡大イベント（仮称） 広報業務に係る提案書の募集について

第76回全国お茶まつり京都大会消費拡大イベント（仮称）の広報業務について、第76回全国お茶まつり京都大会実行委員会により提案書（プロポーザル）の募集がされますので、お知らせします。

業務の概要

1 業務の名称

第76回全国お茶まつり京都大会消費拡大イベント（仮称）広報業務

2 業務の内容

宇治茶の魅力为全国へ発信するイベントの広報

3 委託業務期間

契約日～令和4年12月20日

4 提案書等の提出期限及び提出先

提出期限：令和4年6月21日（火）午後5時まで（提案書）

※参加表明書のみ令和4年6月15日までに提出をお願いします

提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は必着）

提出先：京都府茶業会議所

〒611-0021 宇治市宇治折居25番地2

TEL：075-414-4941 FAX：075-414-4974

なお、下記のとおり説明会が開催されますので、参加を希望される方は、6月15日（水）9時までに京都府茶業会議所までご連絡ください。

日時：令和4年6月15日（水）10時00分から

場所：宇治茶会館 第2会議室（宇治市宇治折居25番地2）

第76回全国お茶まつり京都大会消費拡大イベント（仮称）広報業務 募集要領

1 事業の趣旨・目的

第76回全国お茶まつり京都大会において宇治茶に親しみ、宇治茶を体感できるイベントを実施するにあたり、府内外の一般消費者や観光客等を対象に広く周知するため効果的に広報を実施する。

2 業務概要

- (1) 業務名 第76回全国お茶まつり京都大会消費拡大イベント（仮称）広報業務委託
- (2) 業務内容 別紙「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和4年12月20日（火）まで
- (4) 委託上限額 3,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒611-0021 京都府宇治市宇治折居25番地2
公益社団法人 京都府茶業会議所内
「第76回全国お茶まつり京都大会実行委員会イベント・広報部」
（以下「イベント部」という）
電話：0774-23-7713 FAX：0774-23-9651
電子メール：info@ujicha.or.jp

- (2) 募集要領等の配布

- ア 配布期間：令和4年6月10日（金）～6月21日（火）
- イ 配布場所：京都府茶業会議所ホームページ（<https://www.ujicha.or.jp>）からダウンロードで

きる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

① 参加表明書

ア 提出期限：令和4年6月15日(水)午後5時まで

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：(1)におなじ

ウ 提出方法：持参(平日の午前9時～午後5時まで)または郵送(書留郵便に限る)。

② その他の書類

ア 提出期限：令和4年6月21日(火)午後5時まで(必着)

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：(1)におなじ

ウ 提出方法：持参(平日の午前9時～午後5時まで)または郵送(書留郵便に限る)。

5 事前説明会

(1) 開催日時：令和4年6月15日(水)午前10時～11時

(2) 開催場所：〒611-0021 京都府宇治市宇治折居25番地2 宇治茶会館

(3) 申込方法：事前説明会に参加を希望する者はイベント部あて電話にて申込を行うこと。

(4) 申込期限：令和4年6月15日(水)午前9時まで

6 質疑・回答

(1) 受付期間：公募開始日～令和4年6月16日(木)午後5時必着

(2) 質疑方法：電子メールにより、イベント部に提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は任意とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「第76回全国お茶まつり京都大会消費拡大イベント(仮称)広報業務に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時：令和4年6月17日(金)午後3時

(5) 回答方法：4(3)①の参加表明書を提出した参加者に対し、全ての質問事項について電子メールで回答

7 応募書類

(1) 提出書類

別添「提出書類一覧」を参照すること。

ア 参加表明書(別添様式1号) 1部

イ 企画提案書 8部

ウ 価格提案書(見積書) 8部

エ 広報業務実績状況報告書(別添様式2号) 8部

オ 会社概要 8部

カ 京都府税の滞納がないことの証明 1部

キ 消費税及び地方消費税納税証明書 1部

※カ及びキについては、発行日から3箇月以内のもの。コピー可。

(2) 企画提案書の作成方法

企画提案仕様書のとおり。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

(3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目

的では使用しない。

- イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 開催日 令和4年6月29日(水) 午前10時から

(参加者多数の場合は開始時刻が前後することがあります。)

イ 場所 〒611-0021 京都府宇治市宇治折居25番地2 京都府茶協同組合茶業センター
(※5(2)とは別棟の建物になります。)

ウ 時間 応募事業者1者につきプレゼンテーション15分程度、質疑応答10分程度。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、有識者の意見(採点等)を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の特定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合

エ 仕様を満たさない提案を行った場合

オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

カ 評価に係る有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

候補者特定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日から、下記項目について4(1)において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び特定理由

(2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

※(1)以外の参加者は、名称の五十音順で表記する。

※参加者が2者の場合、選定されなかった参加者の得点は公表しない。

10 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に特定された者とイベント部との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

- (2) 契約代金の支払いについては、精算払いを原則とする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

1.1 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする（任意様式）。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、イベント部から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、イベント部が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。
- (8) 本募集要領に定めのない事項については、イベント部と協議の上、決定するものとする。

提出書類一覧

提出書類		内容・留意点	様式	提出部数
1	参加表明書	企画提案応募に参加する者が作成し、提出すること。	様式1号	1部
2	企画提案書	業務仕様書「6 委託業務内容」に記載の項目ごとに企画内容、特徴、懸案事項、スケジュール等を図、表等も用いて作成すること。	任意	8部
3	価格提案書 (見積書)	業務仕様書「6 委託業務内容」に記載の項目ごとに積算内訳を明記すること。 なお、見積書には見積の根拠となる積算内容数量の明細を作成すること。	任意	8部
4	広報業務 実績状況 報告書	広報業務の実績について明記すること (業務名、実施期間、情報発信内容及び成果等の各項目を明記すること。) 実績数は、あれば複数記載すること。	様式2号	8部
5	会社概要	任意のもので可。	任意	8部
6	京都府税の 滞納がない ことの証明	府税納税義務者にあつては、府税納税証明書(滞納がないことの証明書) 京都府競争入札参加資格名簿搭載事業者の場合、府税納税証明書に代えて「京都府競争入札参加資格審査結果通知書」のコピーを提出することができます。		1部
7	消費税及び 地方消費税 納税証明書	所轄の税務署で交付を受けて下さい。 (京都府競争入札参加資格名簿に搭載されている方については、提出の必要はありません)。		1部

○評価基準

評価項目	評価内容			配点	
全体の評価	実施方針・実施フロー、スケジュール管理等	提案内容の的確性	明確かつ具体的に提案されているか。	5点	10点
			効果的な広報とするための提案がされているか	5点	
		提案内容の実現性	業務の実施手順を示す実施フローが具体的で実現性があり、見積書に反映されているかどうか		10点
		業務への理解・知識	当該業務の目的、検討条件、実施内容に関する理解・知識が十分にあるかどうか		10点
特定テーマに対する提案	宇治茶の認知度を高めるためのアプローチや情報発信（宇治茶を知らない人へ情報を届ける工夫）	的確性	多様な宣伝媒体を活用した、誘客効果の高い提案か		10点
		実現性	実績の裏付けや説得力があり、見積書に反映されているか		5点
		独創性	宇治茶の魅力発信について創意工夫があるか		5点
	イベント会場の開催メニューや体験内容に係る効果的な情報発信	的確性	来場者をイベントメニューに誘導するに当たり、適切で効果的か		10点
		実現性	実現性の高いものであり、見積書に反映されているか		5点
		独創性	幅広い世代の来場者に向けた創意工夫があるか		5点
	リーフ茶を飲んでもらうためのオンラインイベントの提案	的確性	宇治茶の魅力を強くアピールしているか		5点
		実現性	実績の裏付けや説得力があり、見積書に反映されているか		5点
		独創性	幅広い世代が楽しめるような創意工夫があるか		5点
	小 計				85点
	事業実績	本業務と同種・類似業務の実績があるかどうか。			5点
	府内企業	京都府内に本店、支店又は営業所等を有する者である。	府内に本店、支店がある		5点
上記以外			1点		
価格点	満点（5点）×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格）			5点	
小 計				15点	
合 計				100点	

業 務 仕 様 書 (案)

1 委託事業名

「第76回全国お茶まつり京都大会消費拡大イベント（仮称）」の広報に係る業務

2 委託事業の目的

府内外の一般消費者や観光客等を対象に「お茶と宇治のまち歴史公園（愛称：茶づな）」をメイン会場に、宇治茶に親しみ、宇治茶を体感できるイベントを下記のとおり実施する。

についてはイベントへの集客と宇治茶の魅力を最大限発信するため、効果的な情報発信を行うこととする。

3 イベントコンセプト

敷居が高く思われがちな「宇治茶」のイメージを「楽しい」「気軽」「親しみやすい」に変える第一歩。

4 実施時期：令和4年11月19日（土）～20日（日）

※オンラインイベント同時開催予定

5 実施場所：メイン会場① 「お茶と宇治のまち歴史公園（茶づな）」

住所：京都府宇治市菟道丸山203-1

TEL：0774-24-2700

メイン会場② 「宇治公園（橘島、塔の島）」

住所：京都府宇治市宇治（宇治川の中州）

6 実施イベント内容：別添のとおり

7 委託事業内容

受託者は次に掲げる（1）から（5）の項目について、「第76回全国お茶まつり京都大会実行委員会イベント・広報部」と協議しながら、コンセプトに沿った創造的、効果的な情報発信を行うこと。

なお、実施に当たっては、以下の点に留意するとともに、本仕様書に記載のない事項についても効果的な情報発信と思われるものについては、積極的に提案すること。

(1) 宇治茶の認知度を高めるためのアプローチと情報発信(宇治茶に馴染みが少ない若者等に情報を届ける工夫)

- ・情報発信のターゲットを宇治茶の愛飲家だけに絞らず、宇治茶に馴染みが少ない若者等（ペットボトル茶や抹茶スイーツ等に関心がある程度）にまで広げること
- ・YouTube 等の Web、SNS 等への情報発信の他、随時テレビ・新聞等のメディアへのリリースを行うこと
- ・お茶に触れるきっかけづくりとするため、電子クーポンを活用した取組を提案すること

(2) イベント会場の開催メニューや体験内容に係る効果的な情報発信

- ・フライヤー及びイベントマップ等をコンセプトに合わせてデザインすること。
- ・フライヤー及びイベントマップを作成（印刷費に係る費用は別途）し、効果的な場所への配架を行うこと
 フライヤー：A4・2面 50,000部
 当日マップ：A4・4面 30,000部
- ・SNS 等の活用者向けに、インスタ映え効果のアピールやイベント会場における体験メニューへの誘導等、写真や動画の紹介を適宜行うこと。また必要に応じて取材等を行うこと

(3) コンセプトに沿ったキャッチコピー及びロゴデザインの制作

- ・コンセプトに沿ったキャッチコピー及びイベントロゴのデザインを制作すること。

(4) 効果測定と分析の活用

- ・本委託業務について情報発信の方法と回数、Web 閲覧回数等から視聴者の属性（年齢、視聴時間、地域、特性等）や傾向等の分析を行い、随時反映させていくこと
- ・情報発信に関する目標値は次のとおりとする
 Web 閲覧回数：10,000回
 動画再生回数：5,000回
- ・イベント広報に関する記録写真を撮影すること

(5) オンラインイベントの提案

- ・リーフ茶を気軽に飲むきっかけづくりとなるようなオンラインイベントを提案すること。

7 委託期間 契約日～令和4年12月20日までに事業を完了すること

8 事業報告

委託事業終了後、委託契約に基づき、委託業務完了報告書及び成果品（データ含む）を提出すること。

9 その他

- ・委託業務に必要な資機材は受託者が用意すること
- ・本仕様書に疑義が生じたとき、または本仕様書に定めのない事項については、その都度、イベント・広報部と協議して定めるものとする。
- ・委託業務において著作権法に規定する著作物が発生した場合は、その権利（著作権法第2章及び第3章に規定する著作権）は成果物の引き渡しと同時に発注者に譲渡するものとする。ただし、受託者の著作権の行使について、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。また、制作した成果品については、発注者に帰属するものとする。

第76回全国お茶まつり京都大会 消費拡大イベント（案）

会場	イベント	備 考
茶づな	お茶の淹れ方教室・コンテスト	淹れ方のコンテスト等で淹れ方に興味を持ってもらう
	宇治茶の試飲	宇治茶のふるまい
	マルシェ	市内特産物（農産物・土産物）等の販売
	茶香服	茶を飲み比べ、茶種茶銘を当てる競技
	茶道具展	茶道具の展示と販売
宇治公園	マルシェ	市内特産物（農産物・土産物）等の販売
	記念撮影スポット	
	品評会出品茶コーナー	普段あまり飲む機会が少ない出品茶を飲んでもらう
	宇治茶試飲	宇治茶のふるまい
会場周辺	宇治茶まるごと体験ウォーク	石臼体験、焙煎体験などのお茶に関する体験
	デジタルまたはクイズスタンプラリー	ラリーポイントの設置で商店街を周遊
全体	定期的な情報発信	

※イベントについては、今後、増減修正する可能性があります